

防災の日について



9月1日が「防災の日」なのをご存知でしょうか。なぜ9月1日が「防災の日」になったかという、一つ目は、関東大震災の発生した日であること、二つ目は台風シーズンの最盛期を迎える時期だからです。また、「防災の日」を含む一週間を「防災週間」としています。この「防災の日」「防災週間」は政府、地方公共団体等防災機関をはじめ、広く国民が台風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に役立てることを目的に創設されました。

では「防災」とは、どんな意味を持っているのでしょうか。「災害を未然に防止する」「災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐ」「災害の復旧を図る」ことが災害対策基本法で定義されています。

災害時に助けになるのが日頃の備えです。自分で対処できるよう準備しておきましょう。

1、自分の身は自分で守りましょう。棚が倒れたり、高いところから物が落ちたりすることがあるので、机の下などに隠れて身体を守りましょう。あわてて逃げると割れたガラス等で怪我をすることがあるので、慎重な行動を心がけましょう。

2、正しい情報を確認しましょう。テレビ・ラジオ・携帯端末等で最新の天気予報や警報・注意報を入手しましょう。緊急地震速報や津波警報・注意報などの報知があった場合は、落ち着いて対処しましょう。

3、災害時は家族に安否を知らせましょう。災害時に心配なのは離れている家族の安否です。携帯端末等の災害用伝言サービスが各携帯電話会社に用意されていますのでいざという時に使えるように事前に確認しておきましょう。

4、非常持出品を準備しておきましょう。災害がおきると避難所の生活を余儀なくされることもあります。そういう場合に備えて、避難のときに持って逃げる「非常持出品」と、災害後の生活を支える「非常備蓄品」に分けて用意しておきましょう。また、持病がある場合は常備薬をすぐに持ち出せるようにしておくことも大切です。

ここまでの4点を「自助」といいます。この他に地域で周りの人たちと助けあう「共助」、役場や消防・警察、自衛隊等が行なう「公助」があり、自助共助公助互いに連携し一体となることで被害を最小限にし、早期の復旧・復興につながります。

大災害はいつ起こるともかぎりません。だからこそ日頃の備えが肝心です。あなたも今すぐ行動開始!

※問い合わせ先 稚内地方気象台(電話:0162-23-2679)

平成27年度省エネ・再生エネ等補助制度をご利用ください

■ 住宅用太陽光システム設置費補助制度

環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの削減を促進します。

【申請期限】平成28年2月29日まで

■ 電気自動車等導入促進補助制度

環境負荷の少ない電気自動車の導入を促進します。

【申請期限】平成28年2月29日まで

■ 家庭用LED照明等購入費補助制度

電力使用量の削減及び温室効果ガス削減を促進します。

【申請期限】平成28年3月18日まで

※詳細については、町HPをご覧くださいか総務課企画振興グループへお問い合わせください。

問い合わせ先

総務課企画振興グループ 電話5-1111(内線222、223、224) 告知端末機5-8812

七月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

た ま し い の 重 さ を 担 ぎ 荒 神 輿	登 長 き 青 空 突 いて 神 輿 ゆ く	祭 り と て 一 人 の 食 事 手 を 省 き	若 衆 の 掛 け 声 が 飛 び 神 輿 行 く	子 供 等 の 夢 を 乗 せ た る 樽 神 輿	先 人 の 酒 豪 惚 べ り 里 ま つ り	戦 無 き 七 十 年 の 夏 ま つ り
田 中 徹 男	熊 谷 千 恵 子	藤 岡 芙 美	富 樫 と も 子	佐 藤 光 朗	横 山 貞 雄	三 浦 宮 吉